

平成26年4月17日開催の加工食品の表示に関する調査会に向けてのコメント

平成26年4月17日
弁護士 石川直基

平成26年4月17日開催の加工食品の表示に関する調査会につきましては、他の案件の日程変更が難しく欠席いたしますので、書面にてコメントします。

1 食品表示基準におけるアレルギーを含む食品の表示について

(1) 意見

容器包装表示についての表示義務の見直し提案のみ検討されていますが（その内容については賛成します。）、容器包装されていない食品、外食におけるアレルギー表示について、表示義務を課すことを前提に現実的な課題とそれに対する対応を検討すべきです。

(2) 理由

食物アレルギーは、アナフィラキシーショックなど、生命に関わる重大な健康被害をもたらすものであり、アレルギーを有する人の安全性を確保するためには、アレルギーを含む食品の表示は極めて重要です。

この点、包装食品、非包装食品、市場やスーパーマーケットでの食品提供、飲食店における食品提供で、その食物アレルギーの危険性が変わるものではありません。しかるに、消費者が食品提供をうける形態が異なるが故に安全性確保に関するルールが異なるというのは合理性がないように思います。

また、これまでの食品表示は、容器包装表示を所与の前提のように考えていた嫌いがありますが、表示基準府令（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令）では、牛の食肉（内臓除く。）について一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨、子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨の表示が義務づけられ（1条2項19号の2）。この表示は、店舗の見やすい箇所に表示することも義務づけられており、飲食店で牛の食肉（内臓除く。）の生食用のものを提供する場合、つまり外食にも適用されるルールがすでに存在しています（1条3項）。

容器包装表示という手段に拘泥せず、新たな表示のルールを策定し、食物アレルギーの人が安心して外食できる社会を構築すべきでしょう。

2 食品表示基準における製造所固有記号制度について

(1) 意見

製造所固有記号制度は廃止すべきです。

(2) 理由

①平成25年12月29日以降明らかとなったアクリフーズ群馬工場の農薬混入事件において、製品回収が行われた際、一部の商品について、プライベートブランドの販売者名と製造所固有記号だけが容器包装に表示されていたため、消費者が、アクリフーズ群馬工場で製造された商品であるにもかかわらず、そのことが直ちにわからないという問題が生じました。このことから明らかなように、食品を摂取する際の安全性確保のためには製造所所在地と製造者名が直ちにわかる制度であることが重要です。

②この点、消費者庁の説明では、製造所所在地及び製造者名は、食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害が生じた場合に、都道府県知事等がその原因となっている食品等の製造所の所在地及び製造者の氏名を把握し、当該危害の拡大防止を図るためのものであり、副次的な効果として、商品を購入する消費者も製造所所在地情報を得ることができるものとし、消費者に対する表示の効果を副次的なものとして位置づけています。しかし、副次的などと言わず、衛生上問題のある食品を消費者が直ちに把握するために表示がされていると素直に理解すればいいのではないのでしょうか。副次的なものとして位置づける考え方は、食品表示法が、1条において「食品の表示が食品を摂取する際の安全性確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることを指摘し、3条1項において、食品表示施策は、消費者基本法の消費者施策の一環として、消費者の安全確保、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保、消費者に対する必要な情報提供という消費者の権利を尊重すること、消費者の自立支援を基本として講ぜられなければならないと規定していることからして、食品表示法にまったくなじまない考え方です。

③次に、製造所固有記号では、表示面積に制約があり、全ての義務表示事項を表示することが困難な場合があることに対応しているかのような説明がされていますが、アクリフーズ群馬工場事件では、プライベートブランドで同じようなパッケージで表示面積も同じであるにもかかわらず、一方は、販売社と製造者が記載され、他方は、販売者と製造所固有記号が記載されていました。個人的に容器包装食品をみてみても、販売者の外に製造者を記載している例も多いし、製造所固有記号を記載しているパッケージを見ても製造所所在地と製造者名を記載するスペースがあるものばかりです。表示面積があるにもかかわらず、製造所固有記号制度を利用している実態があります。表示面積の制約という理由は実態を反映していないと思います。

④また、複数の工場で同一商品を製造した場合等に、製造所固有記号を利用すると、同じ包材を利用できて、コストの削減ができるという理由も挙げられますが、消費者にとって分かりやすい原則的な表示の例外的な制度の理由として事業者のコスト削減を持ち出すこと、また、製造所固有記号を利用していない事業者もいる中で、一部の事業者のコストを理由にして、制度の正当性を説明することには合理性が乏しいよう

に思います。なお、現在ある製造所固有記号制度を前提に事業者が利用しているなかで、新たにその制度を廃止した場合は、それによるコスト増は、発生するとおもいますが、新たに食品表示法が制定されて新たな食品表示基準が策定されるので、それに対応して容器包装の変更を伴うこと、それによるコスト増は必然であり、その中に製造所固有記号の廃止に伴う変更が組み込まれれば、製造所固有記号の廃止自体のコスト増というものを、ことさら取り上げる意味はありません。

⑤さらに、製造所固有記号制度は、消費者庁長官に届け出をするということで、届出に関する事務、データベースへの入力事務、データベースの管理事務、問い合わせに対する対応事務と言った煩雑な行政事務が発生します。月5000件もの届け出があり、消費者庁の職員で対応できない部分について、外注し、費用が発生しています。現在においてすら行政事務と費用のコストが発生しているのに、消費者に容易に検索できるようなデータベースを構築して存続させることは、現在のわかりづらい制度よりもよくなるとしても、新たな行政コストを発生させることなり、行政上の無駄ではないかと思います。廃止すれば、固有記号制度による行政のコストはゼロになります。

⑥以上、製造所固有記号制度を存続させる意味はないと言えます。

以 上